

2. 申請時に提出が必要書類

(1) 「令和3年度 授業料免除願（家計急変）」（様式1）

(2) 「家庭状況調書」（様式2）

(3) 「年間見込収入の申告書」（様式 家計-A）

家計急変事由が生じた学資負担者の令和3年7月～9月分の給与等の収入に関する証明書の添付が必要です。

(4) 「3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明する書類」（5～6頁参照）

(5) 「令和3年度（令和2年分）所得・課税証明書もしくは非課税証明書」（市区町村発行）

※所得金額・配偶者控除・扶養人数・住民税（所得割・均等割）の課税非課税等が明記されているものを提出してください。

※収入の有無に関わらず、家族全員分（申請者を含む）を提出してください。

※無職の方も必ず提出してください。（収入のない高校生以下は提出する必要はありません。）

【証明内容】

- ・住民税等、課税金額が明記されていること。（もしくは非課税であることがわかること。）
- ・所得金額・配偶者控除・扶養人数等が明記されていること。
- ・マイナンバーの記載はないこと。万一、マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバーの記載がないものを再度取り寄せてください。
- ・**収入の有無に関わらず、申請者を含む家族全員分（収入のない高校生以下は除く）を提出してください。非課税の方，無職の方も必ず提出してください。**

(6) 4頁に掲げる収入・控除に関する証明書類

「所得に関する証明」については**家計急変事由が生じた学資負担者以外**で該当する家族分を提出してください。家計急変事由が生じた学資負担者の「所得に関する証明」は上記（3）を基に算出します。

（収入に関する証明書類の提出が不足する場合は、選考の対象外とし、また、控除に関する証明書類の提出のない場合、その控除は認められません。）

(7) 「授業料免除申請チェックリスト」（様式13）

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむをえない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

しかしながら、今回の授業料免除については、選考に要する日程が非常に限られていることから、再提出に係る日数を確保することが非常に困難となっています。

このため、再提出にあたり、下記のとおり取り扱いますので、「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、選考対象から外します。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

該当者が提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
所得に関する証明	給与所得のある者 ※昨年(令和2年1月1日)と勤務先が同じ場合	・源泉徴収票(令和2年分)の写	勤務先
	給与所得のある者 昨年途中又は今年(令和3年1月2日以降)、 あらたに就職・転職した場合	・年収入(見込)証明書(様式6)	勤務先
	休職中の者	・休職が確認できる書類	勤務先
	傷病手当金を受給している者	・傷病手当金通知書の写し ※支給額が確認できる書類	全国健康保険協会・ 共済組合等
	失業し、雇用保険基本手当 (失業給付)を受給中の者	・雇用保険受給資格者証(表裏両面)の写	職業安定所 (ハローワーク)
	年金(恩給)受給者 (※遺族年金を含む)	・最新の年金(恩給)改定通知書・支払通知書の写 (所得証明書や確定申告書等に記載のないものも含む)	都道府県保険課・日本年金 機構・保険会社等
	生活保護受給世帯	・生活保護決定(変更)通知書の写 ※保護受給額が記載されているものであること ※申請前1年間以内の受給額変更があった場合は、 当該月分の通知書の写も提出すること。	市区町村
	児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給世帯	・児童扶養手当証書等(受給金額が確認できるもの)の写	市区町村
	児童手当 受給世帯	・児童手当支払通知書等(受給金額が確認できるもの)の写	市区町村
	商・工・林・ 水産業所得	商・工・林・水産業所得のある者	・確定申告書(令和2年分 第一表・第二表)の写 分離課税の申告がある場合は、第三表も提出すること。
農業所得	農業所得のある者	※税務署又は役所の受理印のあるものを提出すること。 インターネットにより、電子申告を行った場合は、 受付日時が記載されている「受信通知」を提出すること。 ※受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書 (その2)」を添付すること。	
その他の 職業・雑所得	配当・不動産・雑所得のある者		
臨時所得	退職(予定)者	・退職(予定)に係る申立書(様式12) ・退職(予定)証明書(退職が確認できる書類)の写 ・退職金の支給額が確認できる書類の写	勤務先
	保険金のある者	・保険金の支給額が確認できる書類の写	保険会社等
	資産の譲渡による所得のある者	・確定申告書(令和元年年分 第一表・第二表・第三表)の写 ・譲渡した日がわかる書類	税務署
死亡に関する証明	学費負担者が6カ月以内に死亡した世帯	・死亡診断書の写 ・死亡保険金の支給額が確認できる書類の写 (令和3年4月～令和3年9月に死亡保険金を受け取った場合)	医師・病院・保険会社
特別控除に関する証明	専修・専門学校に在学する者のいる世帯	・在学証明書	専修・専門学校
	障害者・被爆者等のいる世帯	・障害者手帳等の写	市区町村
	長期療養者のいる世帯	・申請時の医師等の証明書(診断書)	医師・病院等
		・長期療養者にかかる経費の申立書(様式7) ・経費の領収書(最近6か月分)の写 ・健康保険等によって医療給付を受ける金額、 損害賠償等によって補てんされる金額が確認できる書類の写	医師・病院・看護人等・ 薬局等 保険会社等
	主たる家計支持者が別居している世帯	・別居により必要とする経費の申立書(様式8) ・別居世帯の家賃・光熱水料の領収書(最近3か月分)の写	学生(申請者)
火災・風水害・盗難等の被災世帯	・り災証明書、盗難届証明書等 ・損害保険金・損害賠償金等支払証明書の写	消防署・市区町村役場・ 警察署・保険会社	
自己破産に関する証明	申請時期の1年以内に学費負担者が自己破産している場合	・免責決定確定通知書等の写	裁判所
成績に関する証明	大学院・専攻科の新入生全員	・成績証明書	出身大学
就学者の収入	恒常的にアルバイトをしている就学者	・アルバイト収入(見込)証明書(様式9)※注1	勤務先
授業料免除実施状況に関する証明	国立の大学・高専・高校に在学している者全員 (本人を除く)	・授業料免除実施状況証明書(様式10) (兄弟姉妹等が本学在学学生の場合は不要)	在学する国立の大学・ 高専・高校
前年度の奨学金 受給状況の証明	令和2年度中に大学等に在籍していた大学院・専攻科の新 入生で給付型奨学金を受給していた者	・奨学金受給状況証明書(様式11)	出身大学等
	令和2年度中に大学を経由せず、直接、給付型奨学金を受 給していた者	・奨学金の受給期間、支給額が確認できる書類の写	奨学金の受給先
今年度の奨学金 受給状況の証明	令和3年度中に大学を経由せず、直接、給付型奨学金を受 給することが決定している者	・奨学金の受給期間、支給額が確認できる書類の写	奨学金の受給先
新制度の基準に適合でない証明	国籍要件等により、高等教育無償化新制度の基準を満たし ておらず、新制度に申請ができない者 (家計基準による申請不可は除く)	・申請書類中の「高等教育修学支援新制度への申請状況に関する申告」で指 定された書類	-

療養費の支出、災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険、損害賠償等による補填分を差し引きします。

※注1 学内におけるティーチングアシスタント、留学生チューター、附属学校園の非常勤講師については当係で入手しますので、提出する必要はありません。

※ 必要に応じて、上記の書類以外の証明書類の提出を求められる場合があります。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明する書類

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを証明するための書類として以下のいずれかの書類を提出してください。

事由	証明書類
新型コロナウイルス感染症の影響により、学資負担者が死亡	下記のいずれか ・ 戸籍謄本（抄本） ・ 住民票（死亡日記載）
学資負担者が新型コロナウイルス感染症の影響により、半年以上就労が困難	下記のすべて ・ 医師による診断書 ・ 病気休職中であることの証明書
学資負担者が新型コロナウイルス感染症の影響を理由に失職した（非自発的失業に限る。）	下記のいずれか ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 雇用保険受給資格者証
学資負担者が新型コロナウイルス感染症に関連し、生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	コロナウイルス感染症の影響による公的支援の証明書 (※) 下記参照

(※) コロナウイルス感染症の影響による公的支援の証明書の考え方について

下記の基準をすべて満たした公的支援の証明書（支給決定通知・借用証書等を原則とする）が提出できる場合、雇用保険の加入対象外（自営業者等）の失職や収入減少の場合も含めて、支援対象になり得るものとします。

【公的支援の基準】

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの（例：社会福祉協議会、信用保証協会））が実施しているもの。（民間の機関が実施している者は対象外となります。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3) 当該公的支援を必要としている者（学資負担者）の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

上記書類の提出ができない場合は、**様式（家計-B）「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」**を作成してください。その場合、免除の申請には事由が発生した学資負担者の年間見込所得額が事由発生前の年間所得額（令和2年（2020年）所得）の半額以下となっている必要があります。

公的支援の例は次ページを参照ください。

公的支援の例

制度名	主な実施機関	備考	
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独) 中小企業基盤整備機	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	
11	持続化給付金	経済産業省 中小企業庁	事業主の方向け
12	家賃支援給付金	経済産業省 中小企業庁	事業主の方向け

ここに掲載されていない支援であっても、前項（1）～（3）の要件を満たすものは公的支援として認めます。不明な場合は学生支援課奨学厚生係まで問い合わせてください。

（公的支援の証明として認められないもの）

- ・民間が実施している支援
- ・銀行に対する借入金の返済の猶予
- ・水道、電気、ガス料金の猶予
- ・児童手当の上乗せ支給
- ・JRの乗車券の払い戻し
- ・NHKの受信料の猶予
- ・NTTの電話料金の猶予
- ・**特別定額給付金**
- ・雇用保険の失業給付（**自発的退職**）

本免除における「非自発的退職」とは
離職票に記載の「離職理由コード」が・離職理由コードが<1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)>であるものをいいます。
これ以外のコードの場合はここでいう「自発的退職」となります。

4. 申請受付期間

提出期限	令和 3年 9月13日(月)～ 令和 3年10月14日(木)
提出先	(窓口提出) 学生支援課奨学厚生係窓口 8:30～17:00(土・日・祝日を除く) 住所 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 電話 072-978-3305, 3491 FAX 072-978-3317 E-Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp ※天王寺キャンパス窓口での受付はありません。
	(郵送) 学生支援課奨学厚生係 宛 住所 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 ※原則「簡易書留」郵便で提出先へ郵送(提出期限日までに必着)

5. 授業料免除額について

授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき後期授業料の全額又は半額が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

また、これまでに実施している他の授業料免除の適用を受けている申請者については、以下の順番に適用を行い、今回の授業料免除における免除額はその差額が適用されます。

- (1) 高等教育の修学支援新制度における免除額
- (2) この制度における免除額
- (3) すでに実施された他の制度における免除額

6. 免除結果の通知について

申請者全員に、12月下旬～1月中旬に本人宛に郵送します。

申請後、住所を変更した場合は必ず大学に変更の届出をおこなってください。

7. 高等教育修学支援新制度の申請について

・高等教育の修学支援新制度の奨学生でない学部生(私費外国人留学生は除く)は、以下の該当する場合を除き、9月24日(金)までに高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の申し込み(申請書の提出、スカラネットによる入力、マイナンバー提出)が必要です。

※申請が行われない場合は、授業料免除の選考対象とはなりません。

- (1) 日本国籍を有しておらず、かつ在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」以外の者
- (2) 過去に高等教育の修学支援新制度の適用を受けたが、学業適格認定により「廃止」となった者
- (3) 高等学校卒業から大学に入学するまでの期間が2年を超える者(主に編入学者)
- (4) 大阪教育大学留学規程に基づき本学が留学を認め、修業年限内に留学を開始したことにより、修業年限を超えた者。ただし、修業年限を超えた1年間に限る。
- (5) 保有資産が2,000万円(生計維持者が1名の場合は1,250万円)を超えるため、高等教育の修学支援新制度に申請できない者

8. 授業料の徴収猶予の申請について

授業料免除結果の決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に授業料徴収猶予を申請してください。

授業料徴収猶予を希望する場合は、令和3年度後期分授業料免除等申請書（家計急変）の「授業料徴収猶予の希望有無」欄の“有”に○を付けてください。

授業料徴収猶予が許可された場合は、令和4年2月末日まで授業料の徴収が猶予されます。

（なお、令和4年2月の授業料口座引落日は2月10日（木）です。）

≪授業料免除等申請者の個人情報について≫

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については、授業料免除等業務のみに利用します。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

9. 授業料の免除の家計評価基準（収入限度額）について

授業料免除を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の目安は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、おおむね次表の金額程度になります。

ただし、財源や経済的困窮者の増減など様々な要素が関係するため、次表に記載された金額は固定されているわけではなく、結果的に変動することがあります。

◎以下の金額は、半額免除を受けるための金額の目安となっています。

※学部学生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6429	3880
	自宅外	6930	4350
3人 （両親・本人）	自宅	5586	3290
	自宅外	6258	3760
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6386	3850
	自宅外	6900	4320
5人 （両親・本人・私立大学生・公立高校生）	自宅	7700	5120
	自宅外	8170	5590

※大学院生・専攻科生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態（本人）	給与収入（千円）	給与収入以外（千円）
2人 （父子・母子世帯）	自宅	6700	4120
	自宅外	7170	4590
3人 （両親・本人）	自宅	5986	3570
	自宅外	6620	4040
4人 （両親・本人・公立高校生）	自宅	6730	4150
	自宅外	7200	4620

◎給与収入の金額は、「源泉徴収票」の支払金額になります。

◎給与収入以外の金額は、収入金額等から必要経費を引いた所得金額になります。

家計急変の事由に該当する学資負担者の所得については、事由発生後の年間見込所得額（様式 家計-A の（B）欄の金額となります。

《給与所得者の場合》

収入金額から以下の表の「給与所得控除額」を差し引いた金額が所得金額となります。

※給与所得控除額の計算式（令和3年度）

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

（注意）・給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は各人別に行う。

- ・同一人に複数の収入源があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

《給与所得者以外の場合》

確定申告書の所得金額（ただし、給与所得に関しては上記計算方法を適用）を使用します。

（※注）・給与所得以外の所得が赤字の場合はゼロとして扱います。

- ・プラス所得（黒字）とマイナス所得（赤字）の相殺はできません。

家庭状況調書の書き方

1. 令和3年10月現在の家庭状況を記入してください。
2. 記入に際しては、黒のペン又はボールペンを使用し、正確かつ明瞭に記入してください。
3. 記入にあたり不明な点がある場合は、学生支援課奨学厚生係へ問い合わせてください。

「㊦家族住所」欄

- (1) 主たる家計支持者の住所を記入してください。ただし、主たる家計支持者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、家族の住所を記入してください。
- (2) 本人現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

「㊧家族状況」欄

- (1) 「家族」とは次の者であり、全員記入してください。
 - ・同居・別居を問わず申請者と生計を一にしている者
 - ・申請者又は家計支持者と同居している者※同一の住居に居住している家族は、書類上の扶養関係の有無に関わらず、原則として同一世帯とみなし、同一生計者とします。
※所得・課税証明書・源泉徴収票・確定申告書等に記載された被扶養者は同一生計者とします。
- (2) 「年令」は、申請時現在で記入してください。
- (3) 「現在の職業」は、国家公務員・地方公務員・教員・会社員・自営業・パート・アルバイト等を記入してください。なお、主婦・無職等もその旨記入し空欄にしないでください。
- (4) 「在職期間」は、現在の職業（勤務先）についてからの期間を記入してください。
- (5) 「勤務先名」は、〇〇商店・〇〇会社・〇〇市立〇〇小学校などのように記入してください。
なお、自営業等の事業主、会社の役員の場合は、〇〇商店経営、〇〇会社社長・代表取締役など記入してください。
- (6) 主たる家計支持者には◎印を、従たる家計支持者には○印を付けてください。
また、別居者には×印をそれぞれ続柄の左に付けてください。
- (7) 「就学者」とは、次に在学する者です。
小・中・高校、高専、大学（専攻科・大学院を含む。）、特別支援学校及び専修学校（高等・専門課程）
 - ・上記以外の学校（予備校、各種学校、文部科学省が所管しない大学校及び専修学校の一般課程等）に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
 - ・国・公・私立別を明記してください。
 - ・令和2年度前・後期分の授業料免除の状況を記入してください。

「◎収入状況（年収）」欄

家計急変の事由が生じた学資負担者の「所得金額」については、以下にかかわらず、事由発生後の年間見込所得額（様式 家計-A の（B'）欄の金額（千円未満切り捨て）を記入してください。

収入金額・所得金額の記入上の注意

- （1）所得は、申請時現在少しでも収入のある者全員の、令和2年1月から令和2年12月までの1年間の収入金額を基にして記入してください。
※令和2年1月2日以降に就職・転職等をした場合は源泉徴収票や確定申告書の金額は適用されません。
- （2）令和2年途中又は今年あらたに就職・転職（開業・転業等を含む）した者がいる場合は、現在の勤務先で証明された「年収（見込）証明書」（様式6）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- （3）就学者でアルバイト収入がある場合は、現在の勤務先で証明された「アルバイト収入（見込）証明書」（様式9）に基づき、1年分の収入（見込）金額を記入してください。
- （4）年金（各種共済年金・個人年金を含む）や恩給を受給している者がいる場合は、年金改定通知書又は年金振込通知書等から算出した1年分の受給金額を記入してください。（所得証明書や確定申告書等に記載されていないものもすべて記入してください。）
- （5）退職金、死亡保険金等の臨時所得は、令和3年4月以降に所得があれば記入してください。
- （6）千円未満の端数は切り捨ててください。

《給与所得》

給与・賃金・賞与・役員報酬・専従者給与のほか、パート又はアルバイト収入・年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等を含む）・恩給・児童扶養手当・児童手当・生活保護法による扶助料・傷病手当金・失業給付金等も給与所得とします。

（１）「所得の種類」欄

ア. 各人の所得の種類を記入してください。

（例えば、父が給料を受給している場合は、父の欄に「給料」と記入する。）

イ. 同一人物で２種類以上の給与所得がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

（例えば、年金と給料を両方受給している場合は、「年金・給料」と記入する。）

（２）「収入金額」欄

「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」を記入してください。

ア. 収入金額とは、源泉徴収票でいう『支払金額』にあたります。（給与所得控除後の金額や支払額から源泉徴収額を引いた金額ではありません。所得証明書の金額を記入しないように注意してください。）

イ. 年金については、公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等の支払金額が収入金額にあたります。（税引き後の支払金額や雑所得金額ではありません。）

ウ. 専従者給与については、確定申告書第二表の「事業専従者に関する事項」の「専従者給与」欄の金額が収入金額にあたります。

エ. 申請時現在、失業給付金を受給中（受給予定を含む）の場合は、受給額（見込額を含む）を収入金額とします。〔基本手当×令和3年10月1日以降受給できる日数＝収入金額〕として記入してください。

（基本手当日額、給付日数は、雇用保険受給資格者証に記載されています。）

（３）「所得金額」欄

記入する必要はありません。

《給与所得以外》

給与所得で示した種類の収入以外は、すべて給与所得以外とします。

農業所得・林業所得・水産業所得・営業（商工業）所得・その他の事業所得（内職・著述業・保険外交員・開業医・弁護士・公認会計士・税理士・その他のサービス業等による所得）・不動産所得・利子所得・配当所得・親戚、知人、保証人からの援助金・臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡・山林所得・その他）などが給与所得以外に該当します。

（１）「所得の種類」欄

ア. 各人の所得の種類を記入してください。（例えば、父に営業所得がある場合は、父の欄に「営業」と記入する。）

イ. 同一人物で２種類以上の給与所得以外の収入がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

（２）「収入金額」「必要経費」「所得金額」欄

「収入金額・所得金額の記入上の注意」に基づいて、各人別に「収入金額」「必要経費」「所得金額」を記入してください。

ア. 「収入金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した収入金額を記入してください。

イ. 「必要経費」は、確定申告をしている場合は、収支内訳書の必要経費の金額を記入してください。

ウ. 「所得金額」は、確定申告をしている場合は、それに記入した所得金額を記入してください。

(確定申告書では、所得金額は①～③の金額に該当します。)

確定申告をしていない場合は、所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。

(必要経費のないものは、収入金額を所得金額とします。)

「⑩本人状況」欄

(1)「給付型奨学金」欄

※日本学生支援機構等の貸与型奨学金は記入する必要はありません。

ア. 今年度の受給予定の給付型奨学金について、奨学会名と令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）の受給額を記入してください。

日本学生支援機構の給付型奨学金も含まれます。

イ. 昨年度（令和2年度）に受給していた給付型奨学金について、奨学会名と令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の受給額を記入してください。

(2) 世帯の事情等

該当する事項がある場合は口に✓をしてください。

ア. 「生活保護受給世帯の子弟等」とは、家計支持者（父母もしくは父母に代わり家計を支える者）を含む世帯が生活保護受給世帯である者

イ. 家計支持者（父母もしくは父母に代わり家計を支える者）が、全員、住民税（所得割）非課税である者

ウ. 申請者本人が、児童養護施設退所した（もしくは入所中の）者又は里親委託等にあつて大学に入学した者

「⑪特別控除」欄

必要事項及び金額を、申請時現在で次により記入してください。

(1)「母子・父子世帯」欄

ア. 父又は母と18歳未満の子女（18歳以上の就学者も18歳未満の子女として扱う。以下同じ。）だけの世帯の場合

イ. 父又は母と60歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合を含む。）及び18歳未満の子女の世帯であつて、祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合

※上記ア・イは父母の両方がない場合を含みます。その場合、配偶者のない兄弟が含まれても同様の扱いとします。

(2)「障害のある人がいる世帯」欄

この項目に該当する者（本人を含む。）は次のとおりです。

「有」の場合は、本人との続柄及び人数を記入してください。

ア. 身体障害者福祉法第15条第4項の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載された者又はこれに準ずる者

イ. 公害疾病の認定を受けた者で、かつ、当該公害による身体上の障害がある者

ウ. 原爆被爆者で、身体の機能に障害のある者

エ. 心身喪失の状況にある者、若しくは知的障害と判定された者

オ. 常に就床を要し複雑な介護を要する者

(3)「長期に療養を要する人がいる世帯」欄

この項目は、申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められた者がいる場合のみ、本人との続柄・病名及び療養にかかった金額を記入してください。金額は、申請時までの支出金額を基礎として1年間の療養期間に見合った支出を算出してください。

控除の対象となる費用は次のとおりですが、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。

また、医師等の診断書及びア～オの経費の最近6か月分の領収書等を必ず添付してください。

- ア. 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代（文書料を除く。）
- イ. 病院又は診療所へ入院するため支出する費用（入院患者の食費を除く。）
- ウ. 按摩師・鍼灸師・柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用
- エ. 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）
- オ. 治療又は療養のため支出する医薬品代
- カ. 病院及び診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

(4)「主に家計を支えている者が別居している世帯」欄

この項目は、家計支持者が単身赴任等によって別居しているため特別に支出している金額で、原則として住居費及び光熱水費の実費に限ります。金額は、申請時までの支出金額を基礎として、1年間の住居費・光熱水費を算出してください。最近3か月分の住居費及び光熱水費の領収書等を必ず添付してください。

(5)「火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」欄

この項目は、申請時の過去6か月以内に火災・風水害・盗難等の災害を受けたために、将来支出が増大あるいは収入が減少して、長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合のみ、被害額を次により記入してください。また、災害を証明するもの（り災証明書等）及び被害額を証明するものを必ず添付し、損害保険等によって補償される部分については、保険会社の支払証明書も添付してください。

- ア. 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料及び家具の購入費及び修理費
- イ. 生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額
- ウ. 所得税の雑損控除を受ける場合は、その控除を受ける額

◆源泉徴収票の見方・注意点

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 柏原市旭ヶ丘 ×-×-×	[受給者番号]	
氏名 教育 太郎	[氏名]	
種別 給与・賞与	支払金額 5870000	給与所得控除後の金額 454400
源泉徴収額 111200	所得控除の合計額 2089185	
控除対象配偶者の有無等 ○	配偶者特別控除の額 0	控除対象扶養親族の数 1
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除の内訳	
控除対象配偶者の氏名 教育 花子	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
1 控除対象扶養親族の氏名 教育 一郎	16歳未満の扶養親族	
2 控除対象扶養親族の氏名 教育 二郎		
3 控除対象扶養親族の氏名 教育 キヨ		
4 控除対象扶養親族の氏名		
未成年者 ○	中途退職 2	受給者生年月日 4013
支払者 住所(居所)又は所在地 奈良県香芝市 ×-×	氏名又は名称 (株)大阪商店	[電話番号] ×××-×××-××××

① 令和2年1月1日以前から勤務している場合は、家庭状況調査「◎収入状況(年収)」の「給与所得等」の「収入金額」欄に、この金額を記入してください。

② 令和2年1月2日以降に就職・転職した場合は「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額を記入し、源泉徴収票の金額ではないことに注意してください。

令和2年1月2日以降に就職・転職した場合、この部分に就職日が記載されます。
この場合は、「年収入(見込)証明書」の年間収入(見込)額の提出が必要です。源泉徴収票の金額では1年間の収入額の証明となりません。

◆確定申告書の見方・注意点

確定申告書（令和2年分）については、必ず、第一表・第二表の両方の写を提出してください。
 分離課税の申告がある場合は、第三表も提出してください。
 税務署の受理印のあるもの（※）を提出してください。
 なお、インターネットにより電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を併せて提出してください。
 ※もしも、受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書（その2）」を併せて提出してください。

八尾 税務署長
 令和3年 2月16日 令和 2年分の所得税の確定申告書B

住所	〒582-0026	八尾税務署 2.2.16 受付	氏名	教育花子				性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
	柏原市旭ヶ丘×-×-×	男(女)	菓子店	教育商店	教育太郎	妻						
平成〇〇年1月1日の住所	同上	生年月日	3360401	電話番号	072-978-XXXX							
種類		青色	分離	損失	修正	特異の表示	特異	番号	08108924			

※給与については、「令和2年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明と
 ならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。
 （確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

収入金額等	事業	営業等 (ア)	3	9	8	0	3	3	5	
		農業 (イ)								
		不動産 (ウ)	1	2	0	3	5	6	1	
		利子 (エ)								
		配当 (オ)								
	雑	給与 (カ)								
		公的年金等 (キ)								
総合譲渡	その他 (ク)									
	短期 (ケ)									
	長期 (コ)									
	一時 (サ)									

① 令和2年1月1日以前から開業（受給）している場合は、家庭状況調書「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「収入金額」欄に記入する。
 ※給与については、「令和2年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明と
 ならない。源泉徴収票の提出が必要なので、注意してください。
 （確定申告で提出する場合は、源泉徴収票の写しをとって、提出してください。）

所得金額	事業	営業等 ①	1	4	5	3	3	2
		農業 ②						
		不動産 ③	3	7	8	5	5	2
		利子 ④						
		配当 ⑤						
		給与 ⑥						
		雑 ⑦						
	総合譲渡・一時 (ケ)+[(コ)+(サ)]×1/2 ⑧							
	合計 ⑨	5	2	3	8	8	4	

① 令和2年1月1日以前から開業（受給）している場合は、この所得額を家庭状況調書「⑨収入状況（年収）」の「給与所得以外」の「所得金額」欄に記入する。

一時所得は、別途、収入があった日（譲渡日）がわかる書類の提出が必要です。